

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康快復状態が集団での園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後 1～2 日間	抗菌薬内服後 24 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治っていること
手足口病	手足や口腔病に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅班（リンゴ病）	発疹出現前の一週間	全身症状が良いこと
感染性胃腸炎 （ノロ・ロタ・）	症状のある間と、症状消失後一週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に一ヵ月間程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹（ヘルペス）	水疱を形成している間	水疱と同様
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身症状が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	湿潤な発疹がある間	発しんが乾燥しガーゼなどで覆っても悪化しなくなってから
伝染性軟属腫（水いぼ）	水いぼがある間（水いぼに触れたタオルや衣類を介して感染が広がることもあるので注意が必要）	他人への感染がないと医師が認めた時

・ ・ ・ ・ ・ きりとり ・ ・ ・ ・ ・

クラス名

年 月 日、医療機関名「 」において

病名「脊髄性小児麻痺」と診断され、症状が快復し、

月 日から集団生活に支障がないと医師から判断されましたので、登園いたします。

保護者氏名 _____ 印 (またはサイン) _____

社会福祉法人 寿光会
しょうれんじこども園 楽生・寿光

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康快復状態が集団での園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

病名	感染しやすい期間	登園のためやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風疹	発しん出現の数日前から後 5 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	全ての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 おたふくかぜ	発症 2 日前から耳下腫脹後 5 日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが現れた後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核 髄膜炎菌性髄膜炎		医師において感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜炎 プール熱 （アデノウイルス）	発熱・充血など症状が出現した数日間	主要症状が消えた後 2 日を経過してから
流行性角結膜炎	充血・眼脂など症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する） 5 日間服用後は医師の指示に従う
腸管出血性大腸菌感染症		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの

.....きりとり.....

しょうれんじこども園 殿

クラス名 ふりがな氏名

病名「 」

年 月 日から症状も快復し、集団生活に支障がない状態となったので、登園可能といたします。

医療機関名 _____ 医師名 _____ 印 (またはサイン) _____

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止について

新型コロナウイルス感染症が令和5年度5月8日から5類感染症に位置付けられたことにより、伊豆の国市内の保育園、幼稚園、認定こども園では『出席停止の様式』が変更されました。様式1（30ページ）の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症経過報告書」により登園再開の判断を行います。

本様式の使用はインフルエンザ・新型コロナの場合のみとなります。その他の感染症の出席停止は従来の形式で対応となります。御確認の上、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

記

《方法》

インフルエンザ・新型コロナ様症状発症



医療機関受診・インフルエンザ・新型コロナの診断
園へコドモンか電話連絡



【インフルエンザ】

発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで自宅安静

【新型コロナウイルス感染症】

発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

発症日から体温を様式1「インフルエンザ新型コロナウイルス感染症経過報告書」へ記録する



様式1「インフルエンザ新型コロナウイルス経過報告書」を持って登園

* 体調回復後、再度医師の診察は不要です。

園の用紙（30ページ）をなくしてしまった場合は、園にもらいに来てください。

【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症経過報告書（保護者記入）】

登園再開時、園に提出してください。

(0歳児・1歳児・2歳児・年少・年中・年長)

				組		園児氏名						
種別	例	日付→ 体温→	発症日	発症後								
			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
インフルエンザ	例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目				
		(最低基準)	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能			
	例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目				
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能			
	例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
	例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
	例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能
新型コロナウイルス	例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	症状軽快 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		(最低基準)	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能			
	例2	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	症状軽快 1日目			
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		

学校保健安全法施行規則第19条第2号により出席停止の基準は次のとおりとされています。

①インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで

②新型コロナウイルス感染症

発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。